

琉球大学学術リポジトリ

社会サービス法における援助を受ける権利と法的保障の強化 一二〇〇六年改正を中心に一

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-08-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高田, 清恵, Takata, Kiyoe メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1547

論説

社会サービス法における援助を受ける権利と法的保障の強化
—二〇〇六年改正を中心に—

高田清恵

目次

- 一 はじめに—社会サービス法における援助を受ける権利—
 - 二 援助を受ける権利と「法的保障」の問題
 - 三 二〇〇六年の社会サービス法改正
 - 四 報告義務の導入
 - 五 制裁的措置の拡大
 - 六 その他の問題
 - 七 まとめ—二〇〇六年改正の意義—
- はじめに—社会サービス法における援助を受ける権利—

スウェーデンの社会サービス法 (Socialtjänstlagen (2001:453))。一九八〇年に制定された社会サービス法

Socialtjänstlagen (1980:620) については、以下「旧法」と呼ぶ。また両法については便宜上、「Sol」と略することもある(第四章一条(旧法六条)では、「自分の必要性を自ら満たすことができない者、または他の方法によっては満たすことができない者は、その生計維持(生計援助)及びその他の生活上の営みに対して、社会委員会の援助を受ける権利を有する」と規定し、個人に対して、社会的な援助を受ける権利を規定している。当該援助により、個人は「適切な生活水準を保障されなければならない(同二項)」とされる。

この権利規定に基づく援助には、金銭給付たる生計費の援助をはじめ、身体的ないし家事援助が必要な場合にはホームヘルプや、高齢者等を対象とする特別な形態の住居への入居等、各コミュニティにより様々な形態の援助が含まれ、¹⁾ それらがこの権利条項に基づき各コミュニティの社会委員会等の行政委員会が行政決定をすることを通じて実施される。

個人の援助を受ける権利に対応する義務は、住民に最も身近な地方公共団体たるコミュニティに課されており、「各コミュニティは、当該コミュニティ内に居住若しくは滞在する者が必要とする支援と援助を受けることに対し、最終的な責任を負う(第二章二条)」ものとされている。各コミュニティにおいて社会サービス法に基づく業務を担うのは、「コミュニティ議会が定める一つあるいは複数の委員会(nämnden)」(第二章四条)²⁾である。これらは便宜上、同法の中で社会委員会(socialnämnden)と称されている(第三章一条等。本稿でも以下では「社会委員会」という)。

個人が、援助を受ける権利に基づく援助を受けるためには、社会委員会による行政決定を要する。個人は、自由意思にもとづき社会委員会に対して希望する援助に関する申請を行い、社会委員会はこれについて調査・決定・実施を行う。この際の行政手続きについては同法第十一章で規定されている。³⁾ 社会委員会の決定に不服がある場合

は、個人は行政裁判所に行政抗告訴訟を提起することができる(第一六章三条)。

社会委員会が援助決定を行う際には、援助の要件をみたしている場合には、コミュニケーションの財源や資源が不足していることを理由に申請を拒否することは許されない。このことはスウェーデンでは、行政解釈および判例でも確認されている。第四章一条に定める適切な生活水準を保障するための援助を受ける権利は、例えばコミュニケーションにおいてホームヘルパーや特別の形態の住居等が不足していることや、これらを整備するための財源が不足していることによつては、制限されるものではない。このため第四章一条に基づく個人の援助を受ける権利に関する案件については、財源や資源の不足は、申請を拒否する妥当な理由には該当しない。⁵⁾

このような、行政抗告訴訟を通じて訴えることができ、またコミュニケーションの資源の状態によつても制限されない個人の援助を受ける権利は、社会サービス法制定以前の古い社会福祉諸立法の時代と比べて、個人の地位が強化されていることを顕著にあらわしている。

その一方で、当該権利条項は、制定当時にはあまりにも抽象的な規定であつたため、しばしば適切な生活水準の内容の不明確さ、コミュニケーション間の解釈や運用上の格差、個人の側でどのような援助を受けることができるか予見可能でないといった問題も指摘されていた。

一九九八年の社会サービス法改正(一九九七・三・三三、一九九八年一月一日施行、以下「一九九八年改正法」という)により、旧法六条の援助を受ける権利条項は改正された。⁶⁾一九九八年改正法の目的は、援助を受ける権利条項の内容をより明確に規定することであり、これによつて同条に基づく援助を受けるための要件や、援助の種類、全国一律に適用される基準(riksnorm、以下「全国基準」という)等に関する規定が新たに追加された(一九九八年改正法六条a)~h)。この改正により、援助の種類は①「生計維持(生計費援助)」、(一九九八年改正法六条b)、

②「その他の生活上の営み(その他の援助)」(同六条f)、および③「それ以外の形態の援助」(同六条g)の三つに分類され、前二者については従来通りコミュニケーションの義務として規定されたが、③に該当する援助については、コミュニケーションは「援助を行うことができる」と規定され、コミュニケーションの義務としてではなく権限として提供されるものへと変化した。これに伴い個人は、前二者については従来どおり同法七三条に基づき行政裁判所に行政抗告訴訟を提起できるが、③に該当する種類の援助については、行政抗告訴訟を提起することができないものとされた。このため一九九八年改正法によって、個人に保障される援助受給権と、これを訴える権利の一部が制限されたといえる。一九九八年改正法六条gを導入する理由について、当時、政府は次のように述べていた。

「今日では、行政機関の一方的な決定ではなく、個人との協力のもとに決定が下されることが目標とされている。それゆえ、一部の施策の決定に対して訴えを提起することができる必要性が、以前よりも顕著なものではなくなつたのである。さらに、実際に支援、ケアまたは治療の必要性がある個人が、コミュニケーションによりこれを拒否されるという事態は、ほとんどありえない様に思われる。個人とコミュニケーションの見解が異なる場合というのは、第一次的には、施策の選択または施策の形成に関する場合である。これらについては、ほとんどの場合、司法審査に適する問題ではない。

政府は、このような理由から、この種類の決定に関して行政抗告訴訟を提起する権利は、個人が受けることのできる多様な支援、ケア、または治療をコミュニケーションが満たすべきことのために、必要ではないと考える。⁷⁴

しかし、一九九八年改正法に基づく個人の援助受給権および訴える権利の制限は、下記でみるような、個人の

「法的保障」の観点から問題があるとして、利用者、利用者団体、社会サービスの業務に携わる職員、同法の監督機関であるレーン中央行政庁や社会庁、研究者その他から多くの批判を受け、二〇〇一年改正によって早くも撤回されることになった。

二〇〇一年改正後の現行の社会サービス法（二〇〇一・四五三）は、個人の援助受給権について、一九九八年改正で導入された三分類を採用せず、一九八〇年の法制定当時と同様に「生計維持（生計援助）及びその他の生活上の営み」（第四章一条）へと再び改めた。同時に同条に基づく援助に関するすべての行政決定に不服がある場合は行政抗告訴訟を提起することを再び可能とした（第一六章三条）。

二 援助を受ける権利と「法的保障」の問題

（一）援助受給権の保障の不十分さ

その一方で、とりわけコミュニティにおいて財源・資源が不足しているような場合に、社会サービス法で定められた個人の援助を受ける権利が現実には保障されないという問題も生じている。法で定められた権利が現実には保障されないという問題は、援助受給権に関してのみならず、社会サービス法その他で定められた手続的な権利についても生じている。しかしとりわけ一九九〇年代以降、社会福祉の分野で特に問題となったのは、以下のような援助受給権の実質的な保障に関する問題であった。

すなわち、①個人が援助を受ける権利規定に基づく援助を受ける要件をみたしているにもかかわらず、資源の不足等を理由に申請が拒否される、②援助決定が行われたにも関わらず、現実には援助が実施されない、③拒否され

た決定を行政裁判所に訴え、裁判所がこれを認容する判決を出したにもかかわらず援助が実施されない、といった問題である。このうち③は「裁判所無視 (domstolsströts)」②は「法規無視 (lagströts)」と呼ばれている。④

このような「裁判所無視」、「法規無視」といった問題の背景には、主として、一九九〇年代以降のスウェーデンにおける経済状況の悪化と、これに伴うコミュニケーション財政の悪化という状況が存在すると指摘されている。^①

これらの問題は、スウェーデンでは、個人に対する「法的保障 (rättsakerhet)」の問題として議論されてきている。

(二) 法的保障とは

法的保障 (rättsakerhet) とは、萩原金美氏によると、「スウェーデン法 (学) における最も重要かつ名譽ある言葉」であり、「その定義は法の条文の中にも存在せず、必ずしも厳密な定義がされているものではないが、ほぼ『法の支配』に相当するとみなされ」、^②「スウェーデン法における当然自明の基本的法原則として、通例とくに定義されることなく法的論議の前提ないし根拠として用いられる」ものであると説明されている。^③ 社会サービス法を含む社会法の分野においても、法的保障が貫徹されるべきことは例外ではない。

しかし、法的保障という概念が具体的にどのような内容を有するのかに関しては、必ずしも明確ではない。例えば、「個人の法的保障がどのように形成されるかについては、しかしながら、異なる見解が存在する。それらはまた、時代、様々な関連要素の間、異なる政治的見解の間で様々に異なる。法定保障がどのような表現で現れるかは、最終的には、いつでも、異なる利益および意思の間でどのような判断が行われるかによっている。」^④とされ、当該概念がどのような関連で用いられているか、あるいは時代や社会の状態によっても異なりうるものとされている。

法的保障概念の内容

学説では、法的保障という概念がより具体的にはどのような要素・内容を含むものであるかについて、統一的な定説があるとは言えず、さらなる分析・検討を要するとされている¹⁰。たとえば次の見解では非常に多くの事柄が法的保障の内容に含まれるとしており、法的保障概念に関する議論が複雑であり、混乱が生じていることを顕著に表している。すなわち「法治主義の原則または行政および裁判所の行為に対して法的根拠が必要とされる要請、法の明白性と明確性、刑法の遡及の禁止、原告が主張を立証すべき要請、客観性の原則、恣意の禁止、裁判所および行政機関での事実性と公平性の要請、「記録の閲覧」を含むコミュニケーションの原則、供給されている事柄を享受する権利および意見を表明する権利、不適当な権力の使用の禁止(中略)、行政決定についての裁判所による審査、裁判所の権限、訴えの指示(言及)(*besvärshänvisning*)を含む訴える権利、決定に理由を付記する義務、たとえば国会オリーブズマンなどを通じて統制する権利、妥当な期限に関すること、公的に明らかにする原則(*offentlighetsprincipen*)、実務の公開、裁判所および行政機関における口頭手続き、特別裁判所の設置の制限、および裁判所および行政機関の独立性」等を含む概念であるとされている¹¹。

それでも法的保障概念に含まれるとりわけ重要な要素として、ある程度共通に理解されているものも存在する。以下のように予見可能性等がこれに該当する。

・ 予見可能性 (*förutsebarhet*)

法的保障概念の本質的な内容としては、一般に「予見可能性」が含まれると考えられている。すなわち民主主義的法治国家においては、法の執行および公権力の行使は、法の規定を根拠とした予見可能なものでなければならず、予見可能性とは法治国家と民主主義の基本的価値の一つであると考えられている。ここから法的保障とは、「法の

執行および公権力の行使は、民主主義的法治国家においては予見可能であるべきである」ことを含むと解されている。一部の法律学者は、法的保障をこの予見可能性と同義またはほぼ同義のものとみなしている。例えば Frändberg, Strömholm, Jareborg などがこの立場にあたる。¹⁸⁾

・法的保障の「保証」的側面—コントロール可能性 (kontrollerbarhet) —

また他の要請としては、法的保障の「保証」的側面が挙げられる。これは、法で定められた権利が侵害されたような場合に、事後に裁判所へ訴えること等を通じて個人がコントロールすることが可能でなければならないことを意味している。¹⁹⁾ これを後にみる「実質的法的保障」の側面に含めるとする立場も存在する。¹⁹⁾

・公平性 (rättvis)

公平性の要請は、等しい場合には等しく取り扱われなければならないという要請を意味するものである。²⁰⁾

・法的保障とその他の要素—法的保障の実質的側面—

さらに法的保障概念には、これら以外にもより豊富な内容を含むものであると主張される場合も少なくない。とりわけ「法的保障」予見可能性」とする説に対して、予見可能性は法的保障の側面（すなわち「形式的側面」）にすぎず、法的保障概念には、これ以外の内容も含まれると主張する。例えば Peznic は、予見可能性は法的保障の「形式的法的保障」にあたるとし、その一方で「実質的法的保障」という側面も存在すると主張する。「実質的法的保障」とは、「法の執行および公権力の行使が、法規範を根拠とする予見可能性と、他の倫理的価値との間の比較考量にもとづき、理性的な考量を根拠としていること」であるとされている。²¹⁾ この立場では要するに、法的保障とは形式的に法で定められた手続きに反しないという要請のみならず、法的秩序の中に定められる基本的人権その他の法的価値に反しないという実質的な側面も含むものとして考えられている。

法的保障概念の定義の例

以下では、法務大臣、弁護士協会、社会庁のもとにおかれた委員会等が、法的保障概念をどのように定義しているかについて、いくつか紹介しておく。

① (元) 法務大臣ウィックボム (Sten Wickbom) の見解

萩原は、一九八五年二月、司法行政庁主催の裁判所長官・所長会議においてなされた、当時の法務大臣ウィックボムの報告を引用して、その幅広い内容に注目している。すなわち「法的保障は法の明確性、合理的予測性、法の下での平等、公的機関および裁判所の独立性ならびに客観性等を意味するが、それにとどまらない。市民が公的機関および裁判所を非人間的で、それと接触をもつことが困難ないし不可能だとするようなことがあるならば、法的保障は不十分なのである。これも法的保障の問題である。この面における法的保障を私は「法的保障のサーヴィスの側面」とよぶが、この側面については大いに改善の余地があることを主張したい」とする。²³

② スウェーデン弁護士協会「法的保障プログラム」

スウェーデン弁護士協会による「法的保障プログラム」報告書では、法的保障概念のその他の構成要素を詳細化する試みを行っている。ここでは、法的保障の内容を相当に幅広く解している。すなわち「一定の生活世界—生活、身体的尊厳、個人的な行動の自由、表現の自由、結社および集会の自由、財産等—が、法としての性格を有しかつ市民に対して予見可能性を保證するような法規定を通じて、国家権力による侵害から守られる場合に、法的保障はすなわち存在している」と定義している。²⁴

③ 社会庁の高齢者委員会

また、社会庁の高齢者委員会 (Aldreupdraget) は、法的保障には「形式的な法的保障」と「実質的な法的保障」があるとしている。前者は、決定が法に定められた手続に従って行われるべきことを意味するものとし、後者は、決定の内容そのものに関わるものであるとする。例えば行政法典 (一九八六:二二三) から導き出される法的保障の概念には、同法で定められている公平性 (opartiskhet) 、配慮ある取扱い (omsorgsfull handläggning) 、統一的な決定 (enhetlig bedömning) 、並びに行政機関が個人に対し自分の権利を享受することを可能にすべきこと (myndigheten möjliggör för den enskilde att ta till vara sin rätt) 等がこれに含まれること⁽²⁷⁾。

④ 民主主義審議会

民主主義審議会 (Demokratarädet) は、法的保障概念が以下の四つ異なる種類の侵害からの保護に関わるものであると定義する。すなわち、

- ・ 法的平等性：差別からの保護
- ・ 予見可能性：恣意 (godtycke) 、法の欠陥 (rättsbrist) 、法の悪用 (rättspervertering) および法の操作 (rättsmanipulering) からの保護
- ・ 尊厳：暴力、攻撃、脅威および嫌がらせ、並びに拘束 (slutligen) からの保護
- ・ 法の利用しやすさ：権利の喪失、権利主張の方法がない状態からの保護⁽²⁸⁾

社会サービスと「法的保障」

このようにスウェーデンでは、法的保障の要請に基づき、少なくとも、個人の権利・利益やこれに対応する公的機関の義務・権限の範囲が法の中で個人にとって予測可能な方法で明示されるべきことが要請されるとともに、これらは法的手段によって保証されるべきことが要請されている。さらにこの際、権利義務や救済手続き等を形式的に法に規定するだけで足りると考えられている訳ではなく、例えば権利が侵害された場合に個人が「現実」に「公的機関や裁判所へ不服申立てや訴訟を提起することが可能かどうか、裁判所や公的機関へのアクセスのし易さといった現実的な側面（ヴィックボムによれば「法的保証の「サーヴィスの側面」」）にまで法的保障の要請が及ぶべきであると考えられている点で、わが国で一般に考えられている法治行政や法の支配の内容よりもいっそう徹底したものであるといえよう。

社会サービス法に基づく援助を受ける権利に関しては、Westerhallによると、法的保障の様々な要請のうち、とりわけ予見可能性、コントロール可能性、公平性の要請が重要とされている²⁸⁾。加えて社会庁の高齢者委員会の定義からは、援助を受ける権利は社会委員会の行政決定手続きに関わるものであることから、少なくとも行政法典に定める諸規定が遵守されることが重要であると考えられる。

このような法的保障の要請に鑑みると、とりわけ一九九〇年代以降社会サービスの分野で生じている以下のような事象は、個人に対する法的保障の問題として論じることができる。

(三) 社会福祉の分野における法的保障の問題—裁判所無視と法規無視—

一九九〇年代には、社会福祉サービスの分野における個人の法的保障に関する問題が、より顕著なものとなつて

きた。各コミュニティでは、例えば特別同居等への入居のための待ち時間の長期化や、家族や近親者の介護等に関する負担が増加したといった例が指摘され、高齢者や障害をもつ人のケアや介護等の必要性が十分に満たされないという問題が生じはじめた。この背景には、コミュニティの経済的資源の減少、競争と社会福祉分野への民間企業の参入等に代表される構造的な諸条件の変化が伴っている。

個人の法的保障の問題については、各コミュニティの実施する社会サービスに対する監督機関である社会庁やレーン中央行政庁の諸報告書でも度々指摘されている。レーン中央行政庁の監督事業報告書では、コミュニティの高齢者ケアの分野において法的保障に欠陥があるとし、例えば、各コミュニティにおける個人の案件の処理および文書作成過程において法的保障の観点から問題が生じていること、法令に合致した方法で個人の必要性が判定されていないこと等が指摘されている。その中でも、とりわけ重大な法的保障に関する問題として、①個人の社会サービス施策の必要性に関する調査方法および決定方法に問題があること、②個人が必要性に適合した施策を受けることができず、代わりに他の選択肢を与えられていること、③資源の欠如を理由として、個人の援助申請が拒否されていること、④資源の欠如を理由として、施策に関する行政決定が行われない場合があることが指摘されている。

さらにレーン中央行政庁の行った高齢者福祉に関する監督によると、サービスおよび介護のための特別な形態の同居に入居できる旨の決定をされた個人が、その実施までに許容できない程長期間待たなければならぬ事態や、援助施策が利用可能になるまで決定そのものが行われないうまま引き延ばされる事態、あるいは援助決定が行われたにもかかわらず、資源の欠如を理由として実施されないといった事態などが生じていると指摘されている。

(四) 裁判所無視に対する制裁的措置の導入

二〇〇二年一月一日より施行された社会サービス法および特定の機能障害を有する者に対するケアに関する法律(以下、LSS法という)の改正は、このような個人の法的保障に関する問題について、一定の立法的解決を図ることを意図したものであった。同改正は、様々な形態の法的保障の問題のうち、コミュニティの裁判所無視の問題に焦点をあて、これに対する制裁的措置を新たに導入したものである。

制裁的措置の内容としては、個人によつて申立てられ援助受給権に関する行政抗告訴訟において、裁判所が個人の請求を認容し、コミュニティの決定に代わる新たな援助に関する決定をしたにもかかわらず、コミュニティが裁判所の判決に即した援助の実施を著しく長期間にわたつて行わず、これを遅滞させている場合に、当該コミュニティ(一定の施策については県)に対して「制裁的料金(sanktionsavgift)」を支払わせる義務を課すというものである。このような規定が新たに社会サービス法の中に盛り込まれた。³²⁾

その一方で、当該改正法の制定過程におけるレミス手続きにおいては、裁判所無視の問題よりもむしろ、コミュニティ自身が行った援助に関する行政決定をコミュニティが実施しないという問題の方が重大であり、より緊急的な課題であるとする意見も出されていた。³³⁾ このため政府は、このようなコミュニティ(ないし県)が自ら行った援助決定を実施しないという問題に対しても、今後の法改正において適切な措置を講じることが検討する旨を、同改正に対する政府法案「コミュニティの裁判所無視に対する措置」(prop. 2001/02:122)の中で言及していた。³⁴⁾

(五) その後の状況

二〇〇五年八月には、社会庁とレーン中央行政庁が共同で行った二〇〇二年改正後のフォローアップ事業に関する

る報告書「LSS法と社会サービス法に基づく未実施の決定および判決」が政府に提出された。⁵⁵⁾

同報告書によると、二〇〇四年二月三十一日現在において、コミュニケーションの社会委員会が行った援助に関する決定のうち、未実施の決定の件数は全国で約五、五〇〇件であった。これは前年と比べて二五%も増加している。増加した件数が一番多かったのは、社会サービス法第四章一条に基づく援助に関する決定であり、これは前年比で約二、一〇〇件増、約二五%の増加であった。当該件数は、二〇〇三年二月には二、一〇〇件、二〇〇四年二月には三、一〇〇件であった。これらの大部分は八〇才以上の高齢者に関する案件であり、六五才未満の者については七%のみであった。⁵⁶⁾ 重度の障害をもつ者に対する支援・サービスを定めるLSS法に関しては、同法九条二項から一〇条に基づく援助に関する決定のうち未実施の決定の件数は、二〇〇三年二月から二〇〇四年二月の間に増加した件数は、約一五〇件(二〇〇三年は約二、三〇〇件、二〇〇四年は約二、四五〇件)であった。

二〇〇四年の時点では、社会サービス法第四章一条に基づく何らかの援助を決定された者のうち、約三四%が援助を三ヶ月以上実施されずに待機している状態にあった。このような実施されない決定の件数は、二〇〇一年から二〇〇三年にかけて減少したが、その後再び増加の傾向を示している。

二〇〇四年に社会サービス法およびLSS法の分野で申請が拒否された案件のうち、必要性が認められたにもかかわらず申請が拒否された案件の件数は約二、三〇〇件であった。これは二〇〇三年に比べると若干増加している。そのうち最も多いのは、社会サービス法に基づく特別住居に関する申請に対する拒否決定であった。

また、決定または裁判所の判決で認められた援助が実施されていない案件のうち、六〇%以上が女性に関する案件であり、とりわけ八〇歳以上の女性層が最多であった。⁵⁷⁾

社会庁の同研究調査では、このような問題が生じる理由についても分析している。まず、必要性という需要に対

して、特別住居やコンタクトパーソンなどの提供可能なサービスの量が不足していることがこのような問題が生じる理由として挙げられている。サービスの量が不足する要因としては、第一に、コミュニティにおける財源不足が主たる理由の一つであると分析されている。

第二に、サービス量が不足する要因として、資源不足のみならず、コミュニティにおける長期的・短期的なサービス整備計画の不十分さの問題が指摘されている。すなわち必要なサービス量の整備に関する事項が十分に計画の中に盛り込まれていないという問題である。計画が不十分なものとなっている背景には、コミュニティにおける多様な行政組織の間での協力・連携の不十分さという問題が指摘されている。

第三に、個別の援助決定についてのフォローアップが不十分である点が指摘されている。すなわち援助判定者が行った援助決定に対して、しばしば十分にコントロールが行われておらず、いつ決定が出されたか、それが実施されているか等についての把握やフォローアップがなされていない場合が少なくないことが指摘されている。

第四に、個人の側に問題がある場合も存在する。これには主として、提供された施策を個人が断るような場合がある。個人は、しばしば地域的、設備、水準等の条件を理由に、提供された援助を受けることを拒否する場面がある。このような場合にも援助を実施することができない事態が生じるとされている。³⁸⁾

なお社会庁は、必要性があるにもかかわらず援助を実施しないあるいは申請を拒否するという取扱いが行われていることに関しては、各コミュニティ（または県）ごとに相当な格差が存在するとも指摘している。³⁹⁾

三 二〇〇六年の社会サービス法改正

二〇〇六年に行われた社会サービス法の改正は、個人の法的保障を強化することを意図した二〇〇二年改正をさらに発展させ、コミュニケーションの社会委員会が行った援助決定が実施されない場合についての立法措置を新たに規定したものである。その意味では、社会サービス分野における個人の援助受給権の保障についての法的保障を強化することを意図した法改正として位置づけることができる。⁴⁶⁾

同改正は、①報告義務の導入と、②制裁的措置としての特別料金の徴収に関する法規定の拡充を主たる内容としている。

(一) 改正の背景

個人の法的保障の強化に関する二〇〇六年改正は、二〇〇五年に採択されたスウェーデンにおける新たな高齢者福祉についての国家計画「高齢者のケアおよび福祉に関する国の発展計画」⁴⁷⁾に基づき行われたものである。

二〇〇六年に国会により採択された「高齢者のケアおよび福祉に関する国の発展計画」(prop.2005/06:115⁴⁸⁾以下「新・国家計画」という)は、一九九八年に制定された旧国家計画「国の高齢者政策のための行動計画」⁴⁹⁾の主要な理念・内容を継承しつつ、将来におけるさらなる高齢化等の社会変化を見通して策定された、スウェーデンにおける高齢者施策に関する新たな国家計画である。

一九九八年の旧国家計画で示された高齢者政策の目的は、以下のとおりであった。

・高齢者は、安全で自立を保つたまま、年をとることができなければならない。

・高齢者は、積極的に生活をする事ができ、社会と自分の日常生活に影響力をもつことが可能でなければならぬ。

・高齢者は、尊敬を払われなければならない。

・高齢者は、良好なケアと福祉を利用することができなければならない。

最後の点は、政府法案によると、高齢者は可能な限り、自ら希望する間は、自分の生まれ育った住居に住みつづける可能性を与えられると同時に、もしケアの必要性が大きくなった場合には、特別の住居に転居することができ、可能性を与えられなければならないことをその内容として含んでいる。すなわち「もし必要性が大きく広範囲である場合、または個人がその場所で安全と安心を感じない場合には、特別に適合された住居形態に転居することが可能でなければならない」とされている。

二〇〇六年に制定された新・国家計画に関する政府提案では、新たな計画策定の必要性として、人口のさらなる高齢化とこれに伴う医療・福祉等の援助の必要性が増大するとともに、今後いつそう必要性は多様化してくるため、このような背景のもとで、高齢者を対象とする医療・福祉施策およびそのための国家計画が刷新される必要があることが指摘されている。

高齢者ケアおよび福祉に対する国の責任については、地方公共団体の自治と責任を重視し尊重する一方で、施策の質やアクセスの向上、水準の保障、各コミュニティ間の格差解消等のために国の責任も重要であることが強調され、次のように述べられている。「計画策定、財源の支出および高齢者ケアおよび福祉を進展させる責任は、コミュニティおよび県に課されている。スウェーデンにはコミュニティ自治の長い伝統があり、強い基礎を有している (Community Ankring)。決定権限が分権化されていることは、市民が事業に対して影響を与え、(公的)責任を要請するために

は、より良い前提条件を生みだすものである。また、地方が決定を行うことにより、その地域の状況と必要性に關していつそう知識 (kunskap) を向上させ、これらに従って施策を適合させることが可能となるためのより良い前提条件をもたらしてきた。

しかしながら、高齢者に対するケアと福祉をどのように機能させるかは、多くの人々に関わる福祉政策の中心的部分を構成する。国は、例えば立法、国庫支出、基準設定および監督等による国の統制を通じて、高齢者のケアおよび福祉についてより平等なアクセスと質の向上に貢献しなければならない。政府は、一定の分野に対するより明確な統制と、より高い質を保障するための作業、そして高齢者ケアおよび福祉が長期的に発展することを強化するためのより多くの財源の支出を決定する。(中略)

発展計画において政府は、国内全体における高齢者ケアおよび福祉の分野での質の向上、アクセスしやすさの向上、平等と多様化に対するより高い目標を掲げ、これらの向上のために今後約一〇年間にわたり努力することを選択したことを宣言する。⁽⁶⁾

新・国家計画では、今後重点的に発展させるべき分野として、次の六分野を挙げている。

1. 最も重度の疾病を有する者に対するケアと福祉の改善 (Bättre vård och omsorg om de mest sjuka)
2. 住居における安全 (Trygghet i boende)
3. 社会的福祉 (Den sociala omsorgen)
4. 国民の平等と地域の發展 (National likvärdighet och lokal utveckling)
5. 予防的事業 (Förebyggande arbete)
6. 職員 (Personalen)

個人の援助受給権の保障に関わる法的保障を強化することも、新・国家計画の柱のひとつである「4・国民の平等と地域の発展」の中で、「法的保障の強化」という項目として位置づけられており、これに関連する法改正案も同計画の中に盛り込まれた。⁴⁷

(二) 二〇〇六年改正における改正条項

新・国家計画に盛り込まれた個人の法的保障を強化するための法改正案は、二〇〇六年六月一四日に「社会サービス法の一部を改正する法律（SFSS2006：495）」として成立し、同年七月一日より施行された。

個人の法的保障の強化を目的とする同改正の柱は、①コミュニティに対する報告義務の導入と、②制裁的料金の適用範囲の拡大の二点である。具体的には、以下の条文が改正ないし追加されている。⁴⁸

① 第一六章六条 a の改正

裁判所の決定を遵守しない場合だけでなく、コミュニティの行った決定の実施が遅滞している場合および実施が中断された場合に実施の再開が遅滞している場合にも、当該コミュニティに制裁的料金の支払い義務が課されるものとする改正。

(旧)

「裁判所の決定により受給権を付与された第四章第一条に基づく援助の実施を、適当な理由なく遅滞させているコミュニティに対しては、特別の料金を支払う義務を課さなければならない。」

二 前項に基づく料金は、国に支払うものとする。」

(新)

「社会委員会の決定により受給権を付与された第四章第一条に基づく援助を、適当な期間内に提供しないコミュニケーションに対しては、特別の料金を支払う義務が課されなければならない。コミュニケーションが、決定の実施が中断された後に適当な期間内に新たな援助の提供をしない場合も同様とする。

二 裁判所の決定により受給権を付与された第四章第一条に基づく援助を、適当な期間内に提供しないコミュニケーションに対しては、特別の料金を支払う義務が課されなければならない。コミュニケーションが、決定の実施が中断された後に適当な期間内に新たな援助の提供をしない場合も同様とする。

三 前二項に基づく料金は、国に支払うものとする。」

② 第一六章六条bの改正

語句の修正。

(新)

「特別の料金は、一万クローナ以上一〇〇万クローナを上限とする。

二 当該料金の金額が決定される場合には、遅滞が生じている期間およびその他の重大性の程度について特に考慮されなければならない。」

③ 第一六章六条dの改正

コミュニケーションが特別料金の支払い義務を課された後に、引き続き実施を怠る場合には、本条に基づき新たな制裁的

料金支払い義務を課されることができることを規定する。

(旧)

「コミューンが特別の料金についての支払い義務を課された後に、引き続き援助の実施を怠る場合には、新たに特別の料金が決定されることができる。」

二 特別の料金は、裁判所による援助決定が既判力 (Gaga kraft) を有するに至った時点から二年以内にコミューンに対して六条cに基づく申請が行われた場合にのみ決定することができる。」

(新)

「コミューンが特別の料金を支払う義務を課された後に、引き続き援助の提供を行わない場合には、当該コミューンに対して同章第六条a第一項または二項に基づき新たに特別の料金の支払い義務を課することができる。」

④ 第一六章六条eの新設

同条以下は、新たに追加された条文。

「第六条a第一項に基づく特別の料金は、援助決定が行われた時点から二年以内または援助決定の実施が中断された時点から二年以内に、第六条cに基づく申立てが行われた場合に限って決定することができる。」

二 第六条a第二項に基づく特別の料金は、援助に関する決定が既判力 (Gaga kraft) を有するに至った時点から二年以内、または当該決定の実施が中断された時点から二年以内に、第六条cに基づく申立てが行われた場合に限って決定することができる。」

⑤ 第一六章六条 f の新設

「社会委員会は、レーン中央行政庁および地方自治法（一九九一・九〇〇）第三章第八条に規定する監査 (reviewer) に対して、第四章第一条に基づく社会委員会の決定のうち決定の日から三ヶ月以内に実施されていないすべての決定について報告しなければならない。社会委員会は、報告するすべての決定について、決定の行われた日および決定された援助の種類、並びに遅滞が生じている理由を簡潔に示さなければならない。」

二 社会委員会はまた、第四章第一条に基づく社会委員会の決定のうち、実施が中断されてから三ヶ月以内に新たに実施が再開されていないすべての決定について、レーン中央行政庁および監査に対して報告しなければならない。社会委員会は、報告するすべての決定について、決定の行われた日および決定された援助の種類、並びに遅滞が生じている理由を簡潔に示さなければならない。」

三 同条に基づく報告は、三ヶ月に一度の頻度で行わなければならない。」

⑥ 第一六章六条 g の新設

「社会委員会は、第六条 e に基づき実施されない決定として報告された決定が後に実施された場合には、レーン中央行政庁および地方自治法（一九九一・九〇〇）第三章第八条に定める監査に届け出なければならない。その場合、当該決定の行われた日を示さなければならない。」

⑦ 第一六章六条 h の新設

「社会委員会は、第四章第一条に基づく社会委員会の決定のうち当該決定が行われた日から三ヶ月以内に実施され

ていない決定の数に関する統計を、議会へ報告しなければならない。社会委員会はさらに、当該決定がどのような種類の援助に関するものであるか、および決定の日を起算日として遅滞の生じている期間についても示さなければならない。

二 社会委員会はまた、第四章第一条に基づく社会委員会の決定のうち当該決定の実施が中断された日から三ヶ月以内に新たに実施が再開されていない決定の数に関する統計を、議会に報告しなければならない。社会委員会はさらに、当該決定がどのような種類の援助に関するものであるか、および決定の日を起算日として遅滞の生じている期間についても示さなければならない。

三 同条に基づく報告は、三ヶ月に一度の頻度で行われなければならない。」

四 報告義務の導入

個人の法的保障の強化に関する二〇〇六年改正の柱のひとつは、第一章六条f、六条gおよび六条hの新設に基づく報告義務の導入である。報告義務にはいくつかの種類がある。

(一) レーン中央行政庁およびコミュニケーション監査への報告義務

新たに規定された社会サービス法第一章六条fに基づき、コミュニケーションの社会委員会には、①社会サービス法第四章一条に基づき社会委員会の行った援助に関する行政決定のうち、決定の日から三ヶ月以内に実施されていない

すべての決定(同一項)、および②援助の実施が中断されてから三ヶ月以内に実施が再開されないすべての決定について(同一項)、報告する義務が課されることになった。当該報告は、レーン中央行政庁およびコミュニケーション監査に対して行われなければならない(同一項、二項)。なお、報告すべき事由が存在しない場合には、その旨を報告する義務は生じない。⁴⁸⁾

報告義務を課されるのは、各コミュニケーションの社会委員会である。但しこれは、各コミュニケーションにおいて社会サービス法に定める業務を管轄するために設置される行政委員会を指しており、便宜上「社会委員会」と規定されているに過ぎない。このため名称が異なる行政委員会であっても当該義務が課せられるとともに、必ずしも一つの委員会であるとは限らず、複数の場合もありうる。社会委員会が報告義務を負うべき理由については、政府は、社会委員会は援助を決定するのみならず、その実施およびフォローアップについても責任を有する行政機関であるためとしている。⁴⁹⁾

ここでいう行政決定には、ホームヘルプサービスや高齢者を対象とする特別住居への入居その他の高齢者福祉に関する援助決定だけが含まれるのではなく、障害をもつ人に関する施策や、個人や家族に対する施策に関する決定、コンタクトパーソンに関する決定など、社会サービス法第四章一条に基づき社会委員会が行うあらゆる種類の援助に関する行政決定が含まれると解されている。⁵⁰⁾

援助決定の実施が中断された場合とは、例えばコンタクトパーソンがその地域から転居したことに伴いその任務を終了させた場合に、一定期間を過ぎてもこれに代わる新たなコンタクトパーソンが雇用されないような場合などがこれにあたる。⁵¹⁾

報告すべき事項としては、決定の行われた日、決定された援助の種類、ならびに実施がされずに遅滞が生じてい

る理由について簡潔に示さなければならない(同六条f第一項、二項)。

報告の頻度は、三ヶ月に一度行わなければならない(同六条f第三項)。

コミュニケーション監査へ報告書を提出することに関しては、地方自治法第九章一〇条に定める監査に該当するものではなく、監査が当該監査事業を行う際の作業をより容易にすることを目的とするものであるとされている。⁵³⁾

なお政府は、このような報告義務の導入により生ずるコミュニケーション等の業務の増大に対して、一定の財源上の補填を行うことについて今後検討・提案するとしている。⁵⁴⁾

(二) コミュニケーション議会への報告義務

社会委員会はさらに、第一六章六条hの新設により、社会サービス法第四章一条に基づく決定のうち、決定が行われた日から三ヶ月以内に実施されていないすべての決定(六条h第一項)と、実施が中断された日から三ヶ月以内に新たに実施が再開されていないすべての決定(同二項)について、コミュニケーション議会に対しても報告する義務が課せられた(同一項、二項)。

この場合の報告においては、社会委員会は、当該決定の件数、決定がどのような種類の援助に関する決定であるか、さらに決定日を起算日として遅滞が生じている期間についての統計を示さなければならない(同六条h第一項、二項)。

政府は、議会に提出する統計報告書については、一般住民やマスメディアにも情報提供されうるものであることに鑑み、とくに個人の秘密保護に関わるような情報が漏洩されないような形式で報告されることが重要であると指摘している。⁵⁵⁾

このため社会委員会から議会に対してなされる報告には、決定が誰に関わるものであるか、あるいはなぜ当該決定が実施されないのかに関する理由を示すべきではないと指摘されている。⁵⁵⁾ 当然、当該報告義務は、個々人の案件について議論を生じさせることを意図しているものでもない。但し、実施に遅滞が生じている案件のうち何割が男性に関わる決定であり、何割が女性に関わる決定であるかについて明らかにされることは重要であるとされている。⁵⁶⁾ 報告は、レーン中央行政庁およびコミュニケーション監査への報告の場合と同じく、三ヶ月に一回の頻度で行わなければならない(同六条h第三項)。

(三) 議論の状況

(1) 報告義務の導入の意義

このような報告義務を課すことについては、いくつかのコミュニケーションと県を除く大半のレミス意見が賛成の立場を表明した。しかし一定数のコミュニケーションは、報告義務の導入に対しては消極的立場を有するか、あるいは何らかの意見を有していた。⁵⁸⁾

社会庁は、立法調査委員会および政府の提案が、制裁的料金というネガティブな措置だけを含むものではなく、定期的な報告義務という積極的な措置を含んでいることについて、肯定的な見解を示した。住宅庁 (Boverket) は、議会に対して統計的な報告を行う義務を課とした立法調査委員会の提案をさらに発展させ、実施されなかつた決定だけでなく、すべての申請案件の状況が議会に報告されうようにすべきであること、またこの点は議会に對してだけでなく、レーン中央行政庁にも報告されるべきであると主張した。⁵⁹⁾

しかし全国コミュニケーション・県連合会等は、提案のなかに制裁的費用の徴収が含まれている限り、報告書の提出義務

についても反対するとの立場をとった。マルメコミューンは、報告義務の導入は、今日的な意味での自治の視点とは異質な、国による詳細な統制にあたると主張した。⁶⁴⁾

これに対して政府は、社会委員会の行った援助決定に対するフォローアップが十分に行われていないという問題、および各コミューンの政治家が十分な知識を有していないという問題を指摘し、当該報告義務を提案する理由は、このような問題を適切に解決するためであると説明している。すなわち、報告義務を課すことにより、社会委員会に援助に関する行政決定を行うだけでなく、実施に関して文書記録をすることや決定された援助の実施についてフォローアップすることに対する責任も強化されることになり、援助決定のフォローアップという点で改善がもたせられるとする。また、本来は援助を提供することについて最終的な責任を有している政治家は、社会サービス法に基づく個人の権利やコミューンの状況について、いつそう多くの知識を得ることが可能になり、それにより議会においてより積極的な事業計画を策定することが可能となるとする。さらに政府は、提出された報告書を通じて、援助決定が実施されないという問題が住民やメディアに対しても顕在化されるという利点についても言及している。⁶⁵⁾

(2) 報告の時期と頻度

報告義務が生じる時期と報告の頻度については、改正法の制定過程において様々な意見が出された。

改正法案について審議するために政府に設置された政府の立法調査委員会は、報告義務は決定日または実施が中断された日から「二ヶ月以内」に実施されていないすべての決定について課されるべきであると提案し、さらに報告は「一ヶ月に一度の頻度」とすべきことを提案していた。

レミス手続きにおいては、報告が行われるべき頻度、決定からどれくらいの期間内に実施が行われなければなら

ないかという点に関して、しばしば報告義務が導入された場合に生じうる大きな事務負担にも配慮して意見が出された。⁶⁵ 例えばヨーテポリ地方行政裁判所は、決定から実施までの期間は多様であり、措置が通常実施されるまでに長い時間を要する場合もありうる」と指摘している。⁶⁶

これに対して政府は、「社会サービス法に基づく決定は即時に実施されなければならない (Sol) 第一六章三条二項) が、実務上は当然、援助の必要性が明らかにされてから決定を実施するまでの間に適当な時間を要する」とし、さらに報告義務の導入により社会委員会および報告受理者の双方の事務負担は増大すると言及しつつ、「どの時点で報告義務が課されるべきかという期限設定に関して、および、どの程度の頻度で報告義務が行われるべきかに関しては、多様な利害の間で比較考慮が行わなければならない」とした。⁶⁶

この上で政府は、「しかしながら、報告時期および報告の頻度について判断するときには、その目的―すなわち個人の法的保障を増大させること―が重視されなければならない。比較考量の際は、合理的な期間内に決定が実施されることの不可欠性や利益よりも、コミュニケーション側の利害の方が重視されてはならない」として、比較考量を行う際には個人の法的保障の強化という法改正の目的がより重視されるべきであることが強調されている。このような比較考量の結果、決定の日から三ヶ月以内に実施されない決定、および決定の実施が中断された日から三ヶ月以内に再開されない場合に報告義務を課すこと、および報告は三ヶ月ごとの頻度とする旨を提案したとされている。⁶⁶

(3) 報告された案件が後に実施された場合

新たに追加された第六条gに基づき、社会委員会は、以前に報告義務の対象となった未実施の援助決定について、これが報告後に実施されるに至った場合には、このことをレーン中央行政庁と監査に届出なければならないとされ

た。この場合、実施された日付が付されなければならない。以前に実施が中断された決定についてレーン中央行政庁と監査に報告を行った後に、これが新たに実施されるに至った場合も同様である。⁶⁷⁾

このような提案が行われたことの理由としては、レーン中央行政庁と監査が、報告された各案件の処理についてフォローアップすることを可能にすること、すなわち合理的な期間内に報告された各案件が実施されたかどうかを把握するためであるとされている。このような場合、社会委員会がどのくらいの期間内に、決定が実施されたことをレーン中央行政庁と監査に届出るべきかに関しては、特に定める必要はないとされ、社会委員会の利益に従い可能な限り速やかに、さらなる監査が行われるために届出を行うことができると考えられている。⁶⁸⁾

五 制裁的措置の拡大

(一) 概要

二〇〇六年改正の二つ目の柱は、コミュニケーションに制裁的料金の支払い義務を課す範囲が拡大されたことである。二〇〇六年改正により、裁判所無視の場合にとどまらず、社会委員会が決定した援助決定が適当な期間内に実施されない場合等にも同様の義務が課されることとなった。

二〇〇六年改正前の社会サービス法(二〇〇一・四五三)は、「裁判所の決定により受給権を付与された第四章第一条に基づく援助の実施を、適当な理由なく遅滞させているコミュニケーションに対しては、特別の料金を支払う義務を課さなければならない(第一六章六条一項)」と規定し、「コミュニケーションのいわゆる「裁判所無視」の問題に対しての

み、特別の料金を支払う義務を課することを定めていた。当該措置は、上述したように、二〇〇二年改正により新たに導入されたものである。特別の料金の支払い義務の決定は、レーン中央行政庁の申立てに基づき地方行政裁判所が判断する。すなわち「特別の料金に関する案件は、レーン中央行政庁の申立てに基づき、当該コミュニティの所在地を管轄する地方行政裁判所が審査する」(同六条c)、「特別の料金は、裁判所による援助決定が既判力 (res judicata) を有するに至った時点から二年以内に、レーン中央行政庁により申立てが行われた場合に限り決定することができる。」(同六条d第二項)と規定していた。

二〇〇六年改正により、制裁的料金制度の範囲は拡大され、コミュニティが裁判所の決定に従わない場合のみならず、コミュニティの社会委員会が行った個人に対する援助についての行政決定を適当な期間内に実施しない場合、および援助の実施が中断されたがこれが適当な期間内に再開されない場合についても、同様に制裁的措置の対象となつた。すなわち第一六章六条aの改正により、「社会委員会の決定により受給権を付与された第四章第一条に基づく援助を、適当な期間内に提供しない」場合および「決定の実施が中断された後に適当な期間内に新たな援助の提供をしない」場合(同六条a第一項)についても、コミュニティは特別料金を支払う義務を課されることが規定された。

これに関連する手続きについては、以前と同様に、同六条cに基づきレーン中央行政庁の申立てにより地方行政裁判所が決定する。

地方行政裁判所により特別料金の支払い義務が決定された後にひき続き援助の提供を行わないコミュニティについては、第六条a第一項ないし二項に基づき、さらに新たな特別料金の支払い義務を課することができることも規定された(同六条d)。

(二) 制度の趣旨

社会委員会の行った援助決定を実施しない場合等にも制裁的料金制度を導入することについては、レミス手続きにおいては、多くがこれに賛成している。例えば国会オンブズマン（JO）、ヨーテボリ高等裁判所、ベストマンランド高等裁判所、エルブロ高等裁判所、社会庁、障害オンブズマン（HO）、住宅庁等、レーン中央行政庁の大多数が賛成の立場をとっている。^⑧

賛成の理由として社会庁は、二〇〇二年改正後の経過に鑑み、このような措置が予防的機能を有することを指摘している。ストックホルムレーンは、同様の制裁的料金制度が、LSS法に基づく支援およびサービスにも導入されるべきであると主張した。^⑨

その一方で、多くのコミュニティと県、ならびに全国コミュニティ・県連合会は提案に対して反対の立場をとった。全国コミュニティ・県連合会は、この種の法規定は社会サービス法およびLSS法の枠内に含まれる資格を有さないものであると主張し、コミュニティおよび県が利用可能な財源その他の資源の範囲内で施策を表現することが可能となるよう変更すべきであると主張した。^⑩

これに対して政府は、特別料金制度が意図するところについて、以下のように述べている。

「政府は本法案において、社会サービス法に基づくコミュニティの援助決定が適当な期間内に実施されないという問題に対し、これを是正するための措置として提案するものである。この提案の背景にある基本的な考え方は、コミュニティに対して、より良い方法で自らの任務を遂行することができるよう手段を与えることである。このことは、主として前節で述べた援助決定が実施されない場合の報告義務に関する提案によってもたらされる。しかし政府の見解では、援助決定が適当な期間内に実施されるという結果を導くためには、効果的な、最終的な強制措置を必要

とする。」²³⁾

すなわち、当該制度が違反に対する制裁の強化自体を主たる目的としているのではなく、個人の援助の必要性が速やかにみたされ、援助を受ける権利を確実に保障するために、「コミュニティに対して、より良い方法で自らの任務を遂行することができるよう手段を与える」ことを意図するものであることが強調されている。そして、第一義的には報告制度がその中心的役割を担うべきであるが、実効性を与えるために「最終的な強制措置」の存在が必要であるという立場にたっている。社会庁が右に述べる「予防的機能を有する」というのもこれと同旨と考えられよう。このような「最終的な強制措置」を導入することにより、個人の援助を受ける権利の保障、法に適合した援助判定手続きの遂行、さらに援助受給権を実現するために必要となるサービスの基盤整備のため、各コミュニティが財源を優先的に使用することができるよう法的な根拠・手段を提供するものであることが強調されていると言える。

(三) 他の制裁手段との関連性

次に、様々な種類の法的な制裁的手段があるにもかかわらず、社会サービス法の中に「特別の料金の支払い義務」という特別の規定を導入する方法を選んだことの理由について、政府は次のように述べている。

「立法調査委員会では、コミュニティが自ら行った決定の実施を怠る場合に、これに対抗するための様々な考えうる措置について分析し、熟考した。この際に、政治的代表者（議員）および職員に対する刑事責任の範囲の拡大、政治的代表者および職員、または法人としてのコミュニティに対する損害賠償義務の範囲の拡大、あるいは罰金的制

裁を強制的措置として導入すべきことなどが検討された。しかしながら立法調査委員会は、現存するコミュニケーションの事務について罰金的制裁を導入すること、あるいは刑事責任ないし損害賠償義務を拡大することのいずれも適切でない¹⁾と判断した。さらに同委員会は、強制執行法典に基づく強制執行その他の執行に関する規定は、コミュニケーションの決定、とりわけ社会サービス法に基づく援助決定については適用されないものと判断した。政府はこの点で立法調査委員会の見解と一致している。

立法調査委員会は、制裁的料金制度が多くの特長を有するものであると判断した。すなわち当該料金は、これが適用される特定分野に対してのみ設定されるものであり、故意や過失が証明されることなく義務づけることができる。さらに、罪、比例原則、および支払能力といった刑法上の原則を度外視することもできる。これにより制裁的料金を効果的な強制的措置とすることができる。それゆえ政府は、立法調査委員会と同様に、制裁的料金が最も適切な強制的措置である²⁾と考える。

提案された制裁的料金は最終的な措置としてみなされるため、政府は、ごくわずかな案件にのみ適用する必要があるものと判断している。当該提案の主たる重点は、権利法が何を意味するものか、コミュニケーションが配慮しなければならぬ特別の必要性とは何かといった点についてのコミュニケーションの認識を生み出すことにあり、これにより特別の必要性が満たされることにある点を、政府は強調したい³⁾。

このように、前記でも述べたが、当該制度が違反に対する制裁そのものを目的としているのではなく、個人に対する援助受給権の保障という点での法的保障を強化することを意図している。これを最も効果的に実現しうる制度として、社会サービスの分野において特別に、固有の特別料金の支払い義務制度を導入することを選択したとされている⁴⁾。

(四) 義務の主体

当該義務は、法人としてのコミュニケーションまたは県に対して課されるものであり、首長その他の行政委員会に所属する政治的代表者に課されるものではないと解されている。²⁵⁾

この理由として政府は、実際には多くの場合、議会の資源分配に関する態度決定が、実施等の遅滞の発生にとつての決定的な要因をなしていると言えるが、しかし議会の議員は選挙で選出された者であり、彼らの責任は第一に政治的なものであるため、制裁が議員個人を対象とするべきではないとしている。²⁶⁾

なお、裁判所無視の場合などと同様に、当該料金は、国家に対して支払われるものとされている(同六条 a 第三項)。

(五) 対象となる決定等

コミュニケーションに対して特別料金の支払いが義務づけられるのは、

① コミュニケーションが、裁判所の決定により受給権を付与された第四章一条に基づく援助を、適当な期間内に提供しない場合(第一六章六条 a 第二項)

② 社会委員会の決定により受給権を付与された第四章一条に基づく援助を適当な期間内に提供しない場合(同一項)および

③ 決定の実施が中断された後に適当な期間内に新たな援助を提供しない場合(同一項)である。

対象となる決定には、報告義務の場合と同様に、高齢者に対する援助施策のみならず、社会サービス法第四章一

条に基づくすべての種類の援助に関する決定が含まれると解されている。²⁷⁾

「実施が中断された場合」とは、上述の報告義務の場合と同様、例えばコンタクトパーソンがその地域から移転したためにその任務が中断された場合などを含む。

さらに政府は、既に実施された決定であっても、それが適当な期間内に実施されたとはいえないような場合には、後に特別料金の支払い義務を課すことも可能であると述べている。²⁸⁾

(六) 「適当な期間」

特別料金は、決定された援助が「適当な期間内」に実施されない場合に義務づけられるとする。この「適当な期間」という概念について、レミス手続き等においても若干の議論があった。例えばいくつかのレミス意見では、「適当な期間」がどの程度の期間を意味するのかについて条文で明記することが望ましいと主張された。

これに対して政府は、「社会サービス法に基づく援助決定は、原則として即時に実施されなければならない(SoL 第一六章三条二項)」。しかし事柄の性質上、コミュニティが常に即時に特定の援助を提供しうると考えることは合理的ではなく、「制裁的料金を支払う義務は、決定の日ないし決定の実施が中断された日に発生すると考えることはできない」ため、援助決定が行われた日ないし実施が中断された日から「適当な期間内」に実施されない場合に特別料金の支払い義務が課されるべきとすることを提案したとする。

また政府は、次のような理由から「適当な期間」に相当する期限を統一的に明示することは適切ではないとしている。すなわち「適当な期間」の判断にあたっては、①「つねに個人の状況に応じて判断がされなければならない」こと、②「ある種類の援助を実施するためには、他の種類の援助の場合と比べて通常、より長い時間がかかる」こ

とがその理由として挙げられている。

社会委員会に報告義務が課される時期として、決定ないし実施が中断された日から「三ヶ月」という期限が明記されていることとの関連性については、政府は、「報告義務を決定の日から三ヶ月としたことは、社会委員会が決定を実施するための適当な期間が三ヶ月であることを意味するものではない」とし、「適当な期間」の判断は、個々の事案ごとに個別の状況を勘案して決定されなければならないとしている。²⁹⁾

(七) 特別料金支払義務と「厳格な責任」基準

政府は、「コミュニケーションに対する制裁的料金の支払い義務の判断の際には、通常いわゆる「厳格な責任」(strict answer)³⁰⁾と呼ばれる基準が用いられるべきであるとする。一般に「厳格な責任(ないし「厳格な損害賠償責任」)」とは、通常の損害賠償義務の要件である故意または過失の要件が満たされることを要せず課することができる。当該支払い義務は、コミュニケーションの側に故意又は過失があつたか否かに関わりなく、予め該当する規定に関して十分な知識を有しており、かつ法令が遵守されることを監督すべき特別の理由が存在しているとみなされる場合に課されることができると考えられている。³¹⁾

(八) 手続き

特別料金の支払い義務は、第一六章六条cに基づき、レーン中央行政庁の申立てにより地方行政裁判所が決定することとされている(第六条c)。支払い義務の決定は、当該申立てが「援助決定が行われた時点から二年内」または「実施が中断された時点から二年内」にレーン中央行政庁によって行われた場合に限られる(同六条e第

一項)。

地方行政裁判所により特別料金の支払い義務が決定された後に、引き続き援助の提供を行わないコミュニティについては、六条 a 第一項ないし二項に基づき、さらに新たな特別料金の支払い義務を課することができる(同六条 d)。

レオン中央政府による申立てに基づき地方行政裁判所が当該義務について判断するという手続きは、二〇〇二年改正により導入されたいわゆる「裁判所無視」に対する制裁的措置と同じ手続きを踏襲しており、政府は、これと異なる取扱をする理由は存在しないためであるとしている。

また、制裁的料金の義務づけに関する申立てが、「二年内」とされたのは、当該申立てが不必要に遅らせられることなしに行われることが重要であると考えられるからであるとされている。

(九) 特別料金の額の決定

第一六章六条 b 第二項では、「当該料金の金額が決定される場合には、遅滞が生じている期間およびその他の重大性の程度について特に考慮されなければならない」と規定する。金額は一万クローナ以上、一〇〇万クローナを上限として決定される(同一項)。

レミス手続きにおいて出された意見の中では、とりわけ当事者団体である全国発達障害児、青年および成人連合会 (Riksförbundet för utvecklingsförda barn, ungdom och vuxna; FUB) からは、制裁的料金のもつ予防的目的に配慮すると、当該料金は「コミュニティが施策を実施しないという事態を控えようとする程に高額にすべきである」と主張された。さらに同連合会からは、当該料金には、施策の実施を怠った際に個人およびその家族が被った物理的および精神的損害を考慮に入れていない点について批判が出された¹⁸⁾。一方で、例えばヘルシンボリコミュニ

ンからは、決定した施策を実施することが困難である場合には、個人の側が提供された施策を拒否するといった個人の側に理由がある場合も少なくないとし、個人がある施策を拒否した場合にどのようにコミュニケーションをとるべきかを明確にすべきであり、そうでなければコミュニケーションが理由のない制裁的措置を課される危険性があるという批判が出された。⁸⁵⁾

最低額を一万クローナ以上とする理由としては、政府は、コミュニケーションの裁判所無視の場合と同様に定めることが適当であるためとしている。⁸⁶⁾

最高額をどの程度にすべきかに関して、政府は、政府法案「コミュニケーションの裁判所無視に対する措置」⁸⁷⁾の中で述べているように、制裁的料金が「抑制的性質」および「反利益的 (vistelimerande) 性質」を有するべきである点に鑑み、刑事罰にあたる罰金の場合と比べて相当に高額になることがありうると指摘している。すなわち、ここで提案されている制裁的料金の意図からして、この種のコミュニケーションによる違法行為に対抗するための措置として、より高額に設定されなければならないとする。もしコミュニケーションが、援助を提供する費用よりも課される制裁的料金の額の方が低額であると認識するような額であるならば、制度の目的を実現することはできないという理由からである。ここから政府は、コミュニケーションの裁判所無視の場合と同様、制裁的料金の最高額を一〇万クローナとすることが適当であるとしている。

実際の個別の案件においてコミュニケーションに課すべき制裁的料金の金額を決定する場合には、「どれくらいの期間遅滞が生じているか」および「その他の点でどの程度の重大性が存在するか」について特に考慮されなければならない。遅滞が生じている期間については、特に考慮されるべき要素として重要であるとされている。⁸⁸⁾ 政府の見解によれば、遅滞が継続している全期間が、レーン行政裁判所における審査の対象に含まれるべきであるとされている。

コミュニケーションの裁判所無視の問題に関わる裁判例からは、制裁的料金の金額の算定の際に考慮されるべき期間の終期に関して、様々な議論があつたことが確認されている。今回行われた第一六章六条bの改正に関連して、政府は、レーン行政裁判所の判決が出されるまでの全期間が考慮されるべき期間に含まれるとする見解を示している。もし当該料金に関する案件が裁判所に係属している間に施策の実施が行われたような場合には、実施が行われた時点までの期間が考慮されるものとする^⑧。

さらに政府は、既に実施された決定に関する事例であつても、それが適当な期間内に実施されたとはいえないような場合には、後に特別料金の支払い義務を課すことも可能であるとする。そうでなければ、制裁的料金制度は効果的に機能しえないという理由からである。但し、その場合には制裁的料金はより低く算定されうると指摘している。

また、例えばコンタクトパーソンのように実施に要する費用が比較的低額である施策であつても、コミュニケーションが適当な人物を採用するために積極的に行動しなかつたことによつてコミュニケーションが費用を節約することができた金額が、当該料金の金額の決定の際には考慮されるべきであるとする。これは、上述のように制度の「予防的性質」(ないし抑制的性質)^⑨に由来する。

但し、個別に金額の決定を行う場合であつても、一定の基準(雛形、金額表)が利用されるべきであることもまた、政府によつて指摘されている^⑩。

(二〇) 特別料金の減額・免除

第一六章六条bは、「特別な理由が存在する場合には、当該料金は減免されることができ」と規定する。すな

わち特別料金の支払い義務は、コミュニケーションの裁判所無視の際と同様に、特別な理由が存在する場合には、減額あるいは免除される場合がある。

「特別の理由が存在する場合」にどのような状況が相当するかについては、二〇〇二年にコミュニケーションの裁判所無視に対する制裁的措置が導入された際に考察されている⁹¹⁾。そこでは、①個人が提供された施策を拒否した場合、②多大な努力をしたが新たなコンタクトパーソン等を採用することができなかった場合、③コミュニケーションまたは県のコンテンツロールの範囲外にある事由のために実施ができない場合などが「特別の理由が存在する場合」にあたるとされている⁹²⁾。

これに対して、コミュニケーションにおいて、現行法に基づく施策を提供するためには資源が不足するような方法で資源・財源の優先順位が調整され、財政等に関する計画が策定された結果として援助施策が提供できないような場合は、減免の理由にはなりえないと指摘されている⁹³⁾。

六 その他の問題

その他、政府法案では、今回の法改正には直接結びついていないが、社会サービスの分野で生じている個人の法的保障の問題のうち特に重大であると思われる点として以下の点が指摘されており、これらが今後改善される必要があるとしている。

(一) 適当な期間内に実施できない恐れがあることを理由とする申請の拒否

第一に、一部のコミュニケーションでは、社会サービス法第四章一条に基づく決定が一定の期間内に実施することが可能かどうかは明らかではないときに、社会サービス法に基づく個人の申請を拒否するという取扱いが行われていることである。このような場合、直接的あるいは間接的に、コミュニケーションにおける資源が不足していることが申請を拒否する理由として、存在している場合が多い。

このような取扱いについては、政府は、法秩序に合致しない違法なものであり全く承認できないとしている。⁶⁵ このような政府の見解には、レミス意見でも過半数の支持が得られている。

このような取扱いが違法であることは、次のように最高行政裁判所の判例でも示されている。すなわち、グループホームに入居する権利については、コミュニケーションが利用可能な同種のホームを有していないことよって当該権利が何らかの制限を受けるのか否かという問題に関して、最高行政裁判所の判例 (RA1988:ref.40) では、グループホームに入居する権利は、コミュニケーション内にグループホームの空き住居がないという状況によつては、何ら影響を受けるものではないと判断している。⁶⁶

援助の必要性があるにもかかわらず「資源の欠如」を理由として拒否決定を行うという取扱いを肯定する立場が依拠する考え方は、「個人が一般行政裁判所に訴えを提起することを可能にするためには、何らかの行政決定が行われなければならない」というものである。ここでは個人に行政裁判所に抗告訴訟を提起する可能性を与えることにより、個人の法的保障が強化されるという点が強調されている。⁶⁷

これに対して政府は、必要性があるにもかかわらず申請を拒否された個人が、実際に裁判所に訴えを提起する件数は少数にとどまるという統計に基づき、⁶⁸ このような意味での法的保障の強化を根拠として、必要性が存在するに

もかわらず拒否決定を行うことは、現行の法秩序に合致しないものであると判断している。⁹⁾

(二) 援助決定手続の改善

第二に、社会サービス法に基づく案件の処理が、法に適合した方法で行われることが個人の法的保障を強化するために重要であると指摘されている。¹⁰⁾ 同時に、これを実現するためには、社会サービス分野で働く援助判定者 (handläggare) に対して行政法に関する再教育を実施することとともに、レーン中央行政庁がコミュニケーションに対して案件の形式的手続きに関するガイドラインを示すこと、レーン中央行政庁がコミュニケーションの手続きに関する監督を実施・強化することが特に重要であると指摘されている。同様に、社会庁が文書の記録化に関する一般的助言 (allmänna råd) を作成することも重要であるとされている。¹¹⁾

コミュニケーションにおける案件の処理に関し様々な手続き上の問題が生じていることは、社会庁、レーン中央行政庁、障害者オンブズマン、年金生活者団体および障害者団体、コミュニケーション職員、全国コミュニケーション・県連合会等の様々な主体が明らかにしており、二〇〇六年改正のために設置された立法調査委員会によっても確認されている。

この点に関して具体的にどのような問題が生じているかという点、例えば案件の処理手続にかかる期間が長すぎる点、申請された援助の必要性を満たすことが可能になるまで決定が行われなまま放置されている場合があること、援助の提供が可能となつてはじめて形式的な決定が行われる場合があること等が指摘されている。また同様に、特定の援助の申請をしようとする個人に対して、コミュニケーションが、当該個人が希望する種類の援助ではなく別の種類の援助を提供する場合が存在することも指摘されている。例えば特別住居に空きがない場合、入居を希望する者の申請を受理して当該住居の待機者とする代わりに、ホームヘルプを増やす等の他の施策を決定するといった

場合である。このような場合に、しかしながら個人は、特別住居に関する申請についての拒否決定を受け取っていないため、これに対して訴えを提起する可能性もまた奪われていることも問題として指摘されている。⁶⁴⁾

案件の取扱手続きの質を向上させ、一定の水準を保障するためには、政府は、社会サービス分野で働く援助判定者に対して行政法に関する再教育を実施することが重要であると指摘している。そして、援助判定者が行政法に関する十分な教育を受けるべきことに関する責任は、第一義的にはコミュニケーションが有するものとする。しかし同時に、当該地域の社会サービスに関する監督機関としての性格から、レーン中央行政庁もまたこれに対する責任を有するとする。⁶⁵⁾

案件の取扱手続きの質を向上させるために、さらに政府は、レーン中央行政庁がコミュニケーションに対して、案件の取扱いに関するガイドラインを提供することが重要であるとする。またレーン中央行政庁が、その任務の範囲内で、コミュニケーションで行われている手続きに関する監督を実施することも緊急の重要性を有するとしている。

これに関連して、社会庁もまた、社会サービスに関する国の監督機関としての立場から、手続きの一部である文書の記録化等についての一般的助言を作成することが重要であるとされた。これを受けて社会庁は、二〇〇六年三月一日に、案件の取扱いに際する文書記録化に関するパンフレットおよび一般的助言を公表し、さらに、社会サービス法、青少年のケアに関する特別規定に関する法律 (Lag (1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga (LVU))、特別の場合における乱用者のケアに関する法律 (Lag (1988:870) om vård av missbrukare i vissa fall (LVMM)) および特定の機能障害を有する者に対する支援およびサービスに関する法律 (Lag (1993:387) om stöd och service till vissa funktionshindrad (LSS)) に基づく施策の実施に関するパンフレットと一般的助言を公表した。今後は、個人の自己決定の尊重という点でも高い質が保障されるために、社会

庁がこれに関するガイドラインや文書を提供することも重要であるとされている。^⑧

これらの提案については、レミス手続きにおいても大多数が支持をしている。特に社会庁は意見として、形式的手続きが改善されるためには、大学および単科大学、県、コミュニティ、レイン中央行政庁および社会庁といった複数の機関による連携した施策が必要であると指摘した。社会庁はまた、コミュニティごとに「必要性」判定のあり方に大きな格差が存在することについても問題とし、これを是正するためのより具体的な措置が必要であると主張している。^⑨

(三) 協力および計画策定

第三に、政府は、とりわけコミュニケーションにおいて住宅計画を作成する際には、高齢者および障害をもつ人々の現在および将来における必要性が十分に考慮されなければならないと指摘する。^⑩ とくに住宅計画について言及されているのは、重度のケアや介護を要する高齢者等の必要性と援助を受ける権利を将来にわたって満たすために、必要な特別住居等が計画的に整備されなければならないという趣旨であると考えられる。

このためには、関連する行政機関の間での十分に機能しうる協力が行われることを要するとともに、高齢者等の有する必要性について「将来の必要性」も含めて、発見事業や実態調査を通じて明らかにされなければならないことが指摘されている。^⑪

この背景として、二〇〇三年一月に住宅庁と社会庁が共同で、機能的な協力と計画策定に重点がおかれるべきであるとする報告書を政府に提出しており、高齢者と障害をもつ人々に対して、必要性が存在しているにも関わらず一定の場合に特別な住宅形態における住居が提供されていないことについての要因を分析している。^⑫

政府は、この分析をもとに、住宅計画の重要性を指摘する。十分な住宅計画が策定されるためには、政府は、コミュニティの計画策定においてレーン中央行政庁が社会サービス法第一三章二条に基づき積極的に支援・努力を行うことが極めて重要であるとし、「とりわけコミュニティの計画が、将来においてホームヘルプや高齢者のための特別住居、障害をもつ人々のための特別のサービスを備えた住居形態についての援助の必要性を満たすことができるよう、措置をとることを(レーン中央行政庁の)任務としている」と指摘する¹⁰⁾。

政府はさらに、前記のような計画作成に際しては、コミュニティ内の様々な行政機関のあいだで十分に機能しうような協力が行われることが重要であるとし、そのためにコミュニティの政治家が「関連する行政機関のあいだで十分に協力が行われるよう配慮すること」が重要であるとして、政治家の役割も強調されている。

さらに、良好な住宅計画が策定されるためには、発見活動および実態調査事業が当該計画の基礎資料を提供するものとして位置づけられており、コミュニティが高齢者や障害をもつ人々などの実際の状況について積極的に発見活動・実態調査事業を行うことの重要性が指摘されている。このような発見活動・実態調査事業が行われる際には、将来において生じうる必要性の分析も含まれるべきであることも強調されている¹¹⁾。

レミス手続きで出された意見の大部分は、協力と計画策定に重点をおくべきとする政府案に賛成している。特に住宅庁の意見として、特別の必要性を有するグループのための住宅が、今後いつそ一般住宅の供給と統合されていくことの重要性が指摘されている点でも注目される¹²⁾。

七 まとめ—二〇〇六年改正の意義—

スウェーデンの社会サービス法は、それ以前の社会福祉立法における個人の法的地位の弱さ、これに比する行政機関の有していた権限の大きさに対して、その基本的理念・原則の部分から根本的に修正することを意図して制定されたという経緯を有する。社会サービス法は枠組法的な性格を有する法律であるが、個人に関する実体的・手続的権利の面では、個人の法的保障の観点から、むしろ旧法よりも厳格に定められているとみることができるといえる。

個人の援助を受ける権利を同法に明記したことも、このような個人の法的地位を強化するという意図の重要なあらわれの一つである。旧法においては、例えば旧社会扶助法（一九五六・二）等では、実務上では個人の受給権は認められていたが、法文上では個人の権利を明記した規定はなく、行政機関の義務ないし権限として規定されるという形態がとられていた。^⑩

社会サービス法第四章一条（旧法六条）では、個人の援助を受ける権利を明記する。これは第二章二条に定めるコミュニケーションの最終的責任規定に基づく義務を伴うものである。さらに援助を受ける権利は、本稿で指摘したとおり、財政的その他の資源の有無によって制限されてはならないと解されている。このことは、同法の制定過程における諸文書や最高行政裁判所の判例においても確認されている。

その一方で、現実にコミュニケーション財政が困難な時期においては、利用しうる財源やサービス量が十分でない場合に、個人の援助を受ける権利が保障されないという事態も生じてきている。ここから、資源が十分でない場合に、コミュニケーションの資源の状態と個人の権利のいずれを優先させるのか、個人の援助受給権は資源の状況によって一定の制限を受けることが可能なのか、といった点が問われることになる。

二〇〇二年改正、および本稿で取り上げた二〇〇六年改正は、このような場合について、一定の立法的解決を与えたものである。すなわち二〇〇二年改正および二〇〇六年改正のいずれも、コミュニティの資源が十分でない場合であっても、これによって個人の援助受給権が制限されてはならず、むしろこのような理由で個人の権利を制限することは、法的保障という観点からして問題であるとする立場をとっている。すなわち、資源が十分でないことを理由に、法で定められた個人の援助受給権を保障しないことは、違法であるとする立場を明確にしたものである。

二〇〇二年改正で導入された、コミュニティが行政裁判所により決定された援助の提供を怠る場合の制裁的な特別料金の支払い義務、および二〇〇六年改正で導入された決定された援助が適当な期間内に実施されない場合の報告義務や特別料金支払い義務の範囲の拡大は、いずれも社会サービス法に定める個人の援助を受ける権利の保障をいっそう強化し、個人に対する法的保障を強化するものとして位置づけられる。

コミュニティの資源が十分でない場合であっても、これによって個人の援助受給権が制限されてはならず、むしろこのような理由で個人の権利を制限することは違法であり、法的保障という観点からしても問題であるとする、スウェーデンにおける援助受給権についての考え方は、「最低限度の水準は決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものである」とする、わが国における有名な朝日訴訟第一審判決の立場を想起させるものであると言える。

その一方で二〇〇六年改正は、社会サービス分野における個人の法的保障の問題に関して、なおいくつかの課題を残している。中でも、援助受給権という実体的権利の保障に関してだけでなく、実体的権利を保障するための手続きのあり方に関する課題についても、政府によって強調されている点が注目される。とりわけ、援助受給権の法定要件である「必要性」判断のあり方や、個人の案件の取扱いが社会サービス法および行政法に合致するような方

法で行われていない場合が少なくないこと、資源の不足を理由に援助判定そのものが引き延ばされる場合があること等の問題が例示されていた。これらについては、今後、各コミュニティ、レーン単位での監督や教育等による対応のみならず、国レベルでも、社会庁による一般的助言の公表などの統一的対応が求められている。これらの点についても、今後、注目していく必要がある。

またこの関連で、法的な問題としては、地方自治の伝統が強いスウェーデンにおいて、コミュニティや県の有する自治権限を国がどこまで制限することが可能なのかという問題についても、かねてより引き続き議論されてきている。住民の必要性と地域の前提条件に従って社会サービスを提供することが可能となるよう、住民に最も身近な地方公共団体であるコミュニティに対し、社会サービスの提供についての最終的責任が課せられたという経緯がある。

このような趣旨との関連も含め、個人、コミュニティ、国の三者の法的関係についても、今後注目していく必要がある。

- (1) 但し、「特定の機能障害を有する者に対する支援およびサービスに関する法律 Lag (1993:387) om stöd och service till vissa funktionshindrad (LSS)」に基づく重度の機能障害をもつ者に対する特別のサービス、および強制的な措置を伴う「青少年のケアに関する特別規定に関する法律 (Lag (1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga (L.v.U))」特別の場合における乱用者のケアに関する法律 (Lag (1983:970) om vård av missbrukare i vissa fall (L.v.M))」に基づく援助等はこれに含まれず、各個別法に基づき決定・実施される。
- (2) 法制定当時は同法にもとづく業務は「社会委員会 (socialnämnden)」が担うものとされ、同法に基づき各コミュニティは社会委員会を設置することが義務づけられていた。しかし一九九〇年の地方自治法改正により、各コミュニティは社会委員会をはじめとする行政組織を自由に設置することが可能となった。このため現在では、社会サービスに関する業務を担う行

政委員会の名称や数は各コミュニティによって様々である。例えばエステルズンド市では、「社会委員会」と「ケア・福祉委員会」の二つの行政委員会が設置されており、同法に基づく業務を分担している。

- (3) とりわけ個人の援助受給に関する行政処分にかかわる案件に関しては、行政手続き上、個人に対して手厚い手続的権利が保障されている。とりわけ SOL 第十一章八条では、行政法 (Förvaltningslagen (1986:223)、FLと略される) に定める各種の手続的権利・義務が、社会サービスに関わる案件においても直接に適用されることを規定している。このため例えば、決定への理由付記 (FL 二〇条)、口頭で情報提供をする権利 (同一四一条一項)、個人の案件の調査段階で提供されたすべての情報を原則として個人が知らされる権利や、これに対して意見を述べる権利 (同一六条、一七条) 等が社会サービスの案件においても適用される。これに加えて社会サービス法においては、第十一章九条のように、一般法である行政法にさらに上乗せしてより強い手続的保護が個人に与えられている。

- (4) 行政抗告訴訟とは、裁判所が訴えられた決定の合法性 (lagligheten) と相当性 (lämpligheten) の両方について審査できる訴訟形態であるため、訴えられた決定の全体について審査することができ、裁判所は行政庁の決定にかわる新たな決定を行うことができる。

- (5) この点に関する最高行政裁判所の判決として、RÅ1998 ref. 40 och RÅ1993 ref.11 II がある。同様の趣旨を確認した立法制定過程における公文書としては、Prop.1979:80: s. 185 och Prop.1996/97:124 s. 88-89 och s. 174 等がある。

- (6) 一九九八年改正については、政府法案 Prop.1996/97:124 を参照。

- (7) Prop.1996/97:124 s. 92.

- (8) なお、同改正では、旧社会サービス法 (1980:620) の基本的理念・原則および内容を維持しつつ、新たに全体を編纂し直すとともに、新たな法律番号が付され、全十六章からなる新・社会サービス法 (2001:453) となった。

- (9) Socialstyrelsen (2001), Rättssäkerhet inom äldreomsorgen, s. 7-9.

- (10) 例えど、Wiweka Warnig-Nerp, Kommuners lag-och domsolistrots (Stockholm 1999) を参照。

- (11) Socialstyrelsen (2001), Rättssäkerhet inom äldreomsorgen, s. 10.

- (12) ハンス・ラーゲネマルム著・萩原金美訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』(信山社、一九九五年)三三頁、注(一)

を参照。

- (13) 萩原金美『メウエーゴンの司法』(弘文堂、一九八六年)二八一―二九頁、注(17)を参照。
- (14) SOU1996:97『発展の中の社会十一』(六) s. 17.
- (15) Aleksander Peczenik, Vad är rätt? Om demokrati, rättsäkerhet, etik och juridisk argumentation, Stockholm 1995, s. 89.
- (16) Claes Beyer, Vad är rättsäkerhet?, Festskrift till Gotthard Chissendorff, Stockholm 1991, s. 20ff.
- (17) Peczenik, Vad är rätt? Om demokrati, rättsäkerhet, etik och juridisk argumentation, s. 89-90.
- (18) Ann-Charlotte Landelius, Sälvestämmande, valfrihet och samtycke inom socialtjänsten, Stockholm 1996, s. 110-111. Se Westerhäll, L. Rättigheter, Förpliktsler och sanktioner inom socialtjänsten, Rättsvetenskaplig tidskrift 1986, s. 645. Se även Westerhäll, L. Juridiken och rättigheterna, Socialvetenskaplig tidskrift 1995, s. 78.
- (19) Peczenik, Vad är rätt? Om demokrati, rättsäkerhet, etik och juridisk argumentation, s. 90.
- (20) Landelius, Sälvestämmande, valfrihet och samtycke inom socialtjänsten, s.111.
- (21) Peczenik, Vad är rätt? Om demokrati, rättsäkerhet, etik och juridisk argumentation., s. 91ff.
- (22) 萩原・龍輝『メウエーゴンの司法』二八一―二九頁、注(17)を参照。
- (23) Beyer, ibid., s. 28.
- (24) Socialstyrelsen Äldreuppdraget (2000:5), Från beslut till praktik i hemtjänsten, s. 17.
- (25) Socialstyrelsen Äldreuppdraget (2000:5), s. 17-18, Måns Svensson, Inskränkning i besvärätten. En rättsso-ciologisk studie, Socialstyrelsen 1999.
- (26) Landelius, Sälvestämmande, valfrihet och samtycke inom socialtjänsten, s.111. Westerhäll, Rättigheter, För-pliktsler och sanktioner inom socialtjänsten, 1986, s. 645. Westerhäll, Juridiken och rättigheterna, s. 78.
- (27) Socialstyrelsen (2001), Rättsäkerhet inom äldreomsorgen, s. 10.
- (28) Socialstyrelsen Äldreuppdraget (1997:4), I väntan på plats: Socialstyrelsen (1997), Äldres och sjukas rätt att

fjtyra. Ändringar i socialtjänstlagen.

- (29) 当該事業報告書は、各レーン中央行政庁が過去一年間に実施した社会サービス分野における監督事業に関する年次報告書を、全国レベルで総合して作成した報告書である。
- (30) Socialstyrelsen (2001), Rättsakerhet inom äldreomsorgen, s. 11.
- (31) Socialstyrelsen (2001), *ibid.*, s. 11.
- (32) 同改正の趣意および提案理由については、Ds2000:53, Kommunalt domstolstrots を参照。
- (33) Prop. 2001/02:122.
- (34) Prop. 2001/02:122, s. 26f.
- (35) *Ibid.*, s. 115. 社会庁は、レーン中央行政庁が各レーンごとに行った実態把握を総括している。実態把握は、国内の全コミュニオンを対象とするアンケート調査に基づく量的研究をもとに行われた。但し、調査は高齢者福祉および障害者福祉にのみ行われ、個人および家族を対象とする福祉については行われていない。また、同報告書の基礎となる調査においては、特定の測定日についての現状を明らかにしているため、決定が行われてからどれくらい期間が経過しているかにかかわらず、過去に行われた決定のうち実施されていないものの総数が示されている。
- (36) Regeringensproposition (prop.) 2005/06:115 s. 115-116.
- (37) Prop. 2005/06:115 s. 116.
- (38) *Ibid.*, s. 116.
- (39) *Ibid.*, s. 116.
- (40) 二〇〇六年七月一日施行。二〇〇六年改正法は「*prop.* 2005/06:115; bet.2005/06:SoU26, rekr.2005/06:301 を参照」。
- (41) Prop. 2005/06:115, "National utvecklingsplan för vård och omsorg om äldre."
- (42) Prop.1997/98:113, "Nationell handlingsplan för äldrepolitiken." 一九九九年施行。
- (43) Prop.1997/98:113.

- (44) Prop.2005/06:115, s. 19.
- (45) Prop.2005/06:115, s. 19-20.
- (46) Ibid., s115ff. (8.8 "Stärkt sättsökenhet.")
- (47) Ibid., s14-16. (2.4 "Förslag till lag om ändring i socialtjänstlagen [2001:453].")
- (48) ちひさき条の「調」はひびくば便宣十 辨書がなつたものゆゑ。
- (49) Prop.2005/06:115, s. 119.
- (50) Ibid., s. 118.
- (51) Ibid., s. 118.
- (52) Ibid., s. 118.
- (53) Ibid., s. 119.
- (54) Ibid., s. 117.
- (55) Ibid., s. 121.
- (56) Ibid., s. 121.
- (57) Ibid., s. 121.
- (58) Ibid., s. 117-118.
- (59) Ibid., s. 118.
- (60) Ibid., s. 118.
- (61) Ibid., s. 118.
- (62) Ibid., s. 118-119.
- (63) Ibid., s. 120.
- (64) Ibid., s. 120.
- (65) Ibid., s. 120-121.

- (66) *Ibid.*, s. 121.
- (67) *Ibid.*, s. 119.
- (68) *Ibid.*, s. 119.
- (69) *Ibid.*, s. 122-123.
- (70) *Ibid.*, s. 123.
- (71) *Ibid.*, s. 123.
- (72) *Ibid.*, s. 123.
- (73) *Ibid.*, s. 123.
- (74) *Ibid.*, s. 123.
- (75) *Ibid.*, s124.
- (76) Prop. 2001/02:122, s. 23.
- (77) Prop. 2005/06:115, s. 125.
- (78) *Ibid.*, s. 127.
- (79) *Ibid.*, s. 124.
- (80) "Strikt skadeståndsansvar" とも呼ばれる。例えば犬の所有者に対して課される、所有する犬の引き起こした損害に対する損害賠償義務や、製品の引き起こした損害に対する製造者の責任、軍事演習等や爆発物などの特別の危険を伴う業務に関する場合には、特別法に基づき、あるいは判例法上、当該厳格な責任が課されるものとされている。Sven Martinger, *Norstedts Juridiska Ordbok (femte uppl.)*, Solna 2003, s. 169 等を参照。
- (81) *Ibid.*, s. 124-125.
- (82) *Ibid.*, s. 125.
- (83) *Ibid.*, s. 126.
- (84) *Ibid.*, s. 126.

- (85) *Ibid.*, s. 126.
- (86) Prop.2001/02:122, s. 24.
- (87) Prop.2001/02:122, s. 24.
- (88) Prop.2005/06:115, s. 126.
- (89) *Ibid.*, s. 126.
- (90) *Ibid.*, s. 126.
- (91) Prop.2001/02:122, s.24f.と比較のより。
- (92) Prop.2005/06:115, s.126. 政府法案『ロミューンの裁判所無視に対する措置』のなかで法制審議会 (Lagrådet) もまた、ロミューンまたは県のコントロールの範囲外に存在する状況についても、特別な理由 (symnerliga skäl) に該当するものとすべきであると指摘している (Prop.2001/02:122, s. 51.)。
- (93) *Ibid.*, s. 126.
- (94) *Ibid.*, s. 129.
- (95) *Ibid.*, s. 129.
- (96) *Ibid.*, s. 129.
- (97) しはしはこのような考え方の根拠には、国会オンブズマン (JO) が過去に行った決定の存在が挙げられている。国会オンブズマン決定二〇〇〇年九月六日 (dnr2577-2000) を参照。
- (98) 社会庁庁およびレーン執行委員会の統計によると、二〇〇一年に社会サービス法 (1980:620) 六条 f) に基づく援助に関する拒否決定について訴えが提起されたのは八%のみであったとされている。わが国と比較するとこれは極めて高い数値であるが、ここではわずかな件数として評価されている。
- (99) Prop. 2005/06:115, s. 130.
- (100) *Ibid.*, s. 131-132.
- (101) *Ibid.*, s. 131.

- (102) Ibid., s. 131-132.
- (103) Ibid., s. 131-132.
- (104) Ibid., s. 132.
- (105) Ibid., s. 132.
- (106) Ibid., s. 131.
- (107) Ibid., s. 132.
- (108) Ibid., s. 132.
- (109) Ibid., s. 133.
- (110) Ibid., s. 133.
- (111) Ibid., s. 132-133.
- (112) Ibid., s. 132.
- (113) 一九八〇年に社会サービス法が制定される以前の旧社会福祉立法の概要と特徴については、拙稿「スウェーデン社会サービス法の法理念（一）」*琉大法学七四号*、二〇〇五年、二二九―二七二頁を参照。

※本稿は、二〇〇六（平成一八）年度科学研究費補助金（若手研究（B） 課題番号：一八七三〇〇三九、研究課題「社会サービス法における利用者の自己決定権尊重の原則に関する研究」）による研究成果の一部である。